

新潟市自治基本条例 関連条例・制度等

個別票

◆ 関連する条例・制度等の名称

新・新潟市総合計画

◆ 関連条文

1	第 13 条	市政運営
2		
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

新・新潟市総合計画は、政令指定都市に移行した平成19年度より8年間の本市のまちづくりの指針として、将来のまちづくりの基本理念、目指すべき都市像とその都市像を実現するための施策などを示すものである。
 計画の策定にあたっては、1万人アンケートやワークショップなど、市民の意見を最大限に反映させるさまざまな機会を設けた。この計画を市政の最上位計画として、市民と共にまちづくりを行っている。

◆ 指標等

	名称	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取り組み例等
1	「区ビジョン」の策定	「新・新潟市総合計画」の基本計画として、区の担うべき役割や目指すまちのすがたを示す各区の「区ビジョン基本方針」を定め、それに基づき各区において「区ビジョンまちづくり計画」を策定し、各地域の個性や特徴などを踏まえたまちづくりを進めている。
2	進行管理の実施	「新・新潟市総合計画」基本計画の実施状況について、「新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例」第3条に基づき、毎年度市議会に報告している。

◆ 運用上の課題・問題点等

- 地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号。平成23年5月2日公布）における地方自治法第2条第4項の改正により、市町村の基本構想策定義務に関する文言が削除された。一方、新潟市自治基本条例では、本市の将来像を示す計画を策定して施策展開を図らなければならないとの規定がある。現計画が平成26年度で計画期間が終了となることから、これらも踏まえ、現計画終了後の計画のあり方に向けた検討を行っていく。
- 現・計画では、多分野にわたり施策や事業を幅広く網羅した内容となっている。現計画終了後の計画を策定する際には、人口減少、少子高齢化社会の進展や経済状況の悪化など社会経済情勢が急激に変化する中、限られた資源で本市が目指すべき都市像を実現し持続可能なまちづくりの実現が前提となる。

◆ 関連する条例・制度等の名称

新潟市行政改革プラン2010

◆ 関連条文

1	第 11 条	市政運営
2	第 14 条	財政運営
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

都市の魅力創造，地域再生の推進，質実を備えた政令市としてさらなる飛躍が求められている中で，市民サービスの最前線として地域の活性化を進める区役所と，都市創造ビジョンを描き，持続性ある都市の発展戦略を進める市役所の機能をより鮮明にするとともに，それを支える「現場力」「政策力」により，政令市に相応しい基盤形成を進めるための指針として策定。

- ・プランの工程表…3つの重点改革項目の下に，具体的な取組み全54項目を設定
- ・区部改革目標工程表…全区部等ごとに，具体的な取組み全221項目を設定

◆ 指標等

	名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等																																			
1	プランの工程表の内容および指標	<ul style="list-style-type: none"> ・プランの重点改革項目，主な取組み内容，指標 <table border="1"> <thead> <tr> <th>重点改革項目</th> <th>主な取組みの内容</th> <th>項目数</th> <th>指標数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1政令指定都市機能の充実</td> <td>経営資源再配分，組織，人材育成</td> <td>22</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>2新しい公共の構築</td> <td>協働・民間活力導入推進，情報公開・市民参画</td> <td>13</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>3財政の健全化</td> <td>収支均衡，アセットマネジメント，公営企業等経営健全化</td> <td>19</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・指標の代表例としては，本欄3・4記載の「プランの成果目標」が挙げられる。 	重点改革項目	主な取組みの内容	項目数	指標数	1政令指定都市機能の充実	経営資源再配分，組織，人材育成	22	13	2新しい公共の構築	協働・民間活力導入推進，情報公開・市民参画	13	17	3財政の健全化	収支均衡，アセットマネジメント，公営企業等経営健全化	19	19																			
重点改革項目	主な取組みの内容	項目数	指標数																																		
1政令指定都市機能の充実	経営資源再配分，組織，人材育成	22	13																																		
2新しい公共の構築	協働・民間活力導入推進，情報公開・市民参画	13	17																																		
3財政の健全化	収支均衡，アセットマネジメント，公営企業等経営健全化	19	19																																		
2	区部改革目標工程表の内容および指標	<ul style="list-style-type: none"> ・プランの特色である「現場起点の行政改革」の考え方にに基づき，全区長部長等が主体的に改革項目を設定（全221項目） 																																			
3	プランの成果目標・人員の削減（普通会計）	<p style="text-align: right;">(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">プラン2005期間</th> <th colspan="2">プラン2010期間</th> </tr> <tr> <th>H18. 4. 1</th> <th>H19. 4. 1</th> <th>H20. 4. 1</th> <th>H21. 4. 1</th> <th>H22. 4. 1</th> <th>H23. 4. 1</th> <th>H24. 4. 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td>6,400</td> <td>6,342</td> <td>6,145</td> <td>6,000</td> <td>5,884</td> <td>5,767</td> <td>5,704</td> </tr> <tr> <td>削減数</td> <td>-</td> <td>△ 58</td> <td>△ 197</td> <td>△ 145</td> <td>△ 116</td> <td>△ 117</td> <td>△ 63</td> </tr> </tbody> </table>		プラン2005期間					プラン2010期間		H18. 4. 1	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1	H23. 4. 1	H24. 4. 1	職員数	6,400	6,342	6,145	6,000	5,884	5,767	5,704	削減数	-	△ 58	△ 197	△ 145	△ 116	△ 117	△ 63				
	プラン2005期間					プラン2010期間																															
	H18. 4. 1	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1	H23. 4. 1	H24. 4. 1																														
職員数	6,400	6,342	6,145	6,000	5,884	5,767	5,704																														
削減数	-	△ 58	△ 197	△ 145	△ 116	△ 117	△ 63																														
4	プランの成果目標・歳出の削減（単年度分）	<p style="text-align: right;">(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">プラン2005期間</th> <th colspan="2">プラン2010期間</th> </tr> <tr> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人員削減による効果</td> <td>313,637</td> <td>597,254</td> <td>1,297,759</td> <td>1,011,798</td> <td>914,259</td> <td>506,460</td> </tr> <tr> <td>事務事業等見直し効果</td> <td>633,967</td> <td>650,650</td> <td>669,881</td> <td>629,500</td> <td>770,512</td> <td>788,260</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>947,604</td> <td>1,247,904</td> <td>1,967,640</td> <td>1,641,298</td> <td>1,684,771</td> <td>1,294,720</td> </tr> </tbody> </table>		プラン2005期間					プラン2010期間		H18	H19	H20	H21	H22	H23	人員削減による効果	313,637	597,254	1,297,759	1,011,798	914,259	506,460	事務事業等見直し効果	633,967	650,650	669,881	629,500	770,512	788,260	合計	947,604	1,247,904	1,967,640	1,641,298	1,684,771	1,294,720
	プラン2005期間					プラン2010期間																															
	H18	H19	H20	H21	H22	H23																															
人員削減による効果	313,637	597,254	1,297,759	1,011,798	914,259	506,460																															
事務事業等見直し効果	633,967	650,650	669,881	629,500	770,512	788,260																															
合計	947,604	1,247,904	1,967,640	1,641,298	1,684,771	1,294,720																															

◆ 運用上の課題・問題点等

- ・ プラン最終年度であることから，来年度以降の行政改革プランについて，外部の意見を取り入れながら策定作業中。

◆ 関連する条例・制度等の名称

事業仕分け

◆ 関連条文

1	第 11 条	市長の役割及び責務等
2	第 14 条	財政運営
3	第 23 条	行政評価等
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

厳しい社会情勢が続く一方、ますます多様化・高度化する市民ニーズや環境変化に的確に対応し、市民満足度に配慮しながら持続可能な行財政基盤を確立することが求められており、行政サービスの提供のあり方を継続的に検証し、限られた行政経営資源のさらなる効率的配分を進め、行財政改革を一層推進するため実施。
 平成22年度は、30事業を対象として外部評価を実施。そこでの結果や意見を参考に市としての取組方針を策定し、見直しを推進。平成24年度は9月1日（土）・2日（日）に実施予定。

◆ 指標等

	名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等												
1	評価結果・対応状況	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価会議での結果や意見を参考に、市としての取組方針を策定し見直しを推進。 例) 市報にいがた・区役所だよりの発行 それまで別々に発行してきた2紙について、事業仕分け結果を受け、平成23年7月より合体し発行。事業費減につながった。 												
2	歳出削減効果 (当初予算の前年度比)	<p style="text-align: center;">(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23当初予算</th> <th>H24当初予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増額分</td> <td>178,301</td> <td>11,500</td> </tr> <tr> <td>減額分</td> <td>△ 403,471</td> <td>△ 203,706</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>△ 225,170</td> <td>△ 192,206</td> </tr> </tbody> </table>		H23当初予算	H24当初予算	増額分	178,301	11,500	減額分	△ 403,471	△ 203,706	合計	△ 225,170	△ 192,206
	H23当初予算	H24当初予算												
増額分	178,301	11,500												
減額分	△ 403,471	△ 203,706												
合計	△ 225,170	△ 192,206												
3	職員自らによる事業仕分け結果・対応状況 (21年度)	<ul style="list-style-type: none"> 市が実施する全ての事務・事業・業務について総点検し、課題を洗い出すことを目的に実施。 「必要性の検討」「代替手法導入の可能性の検討」「事務処理・業務手順の効率化」などの可能性がある事務事業を抽出し（一次チェック）、さらに詳細な工程と経費および人員削減効果を検討し、見直しを行うか否か判断。短期的に取り組みに着手する事務事業については実行し、中期的に次年度から取り組むものについては予算要求への反映を行った（二次チェック）。 												

4	<p>評価対象項目への市民意見の反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の実施の際は、「仕分け対象事業の候補」として市民から公募を行い、17事業の応募があり、そのうち4事業が対象事業となった。 ・平成24年度の実施では、市内部の全事務事業の総点検を通じ、課題・論点を抽出した事業などを「仕分け対象事業の候補」とし、実際に事業仕分けを実施する外部評価委員（公募市民、学識経験者、民間団体、NPO、大学生14名で構成）から、公開の場での議論に値すべきかどうかご意見を伺い、対象事業を選定する。
---	---

◆ 運用上の課題・問題点等

事業仕分けは、「公開の場」「外部の視点」での外部評価であり、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たす意味で効果大きい手法であり、自治基本条例第23条第1項の規定の趣旨と同じものである。

事業仕分け外部評価会議は、政策判断の場でなく、市が外部の意見を聞く場との位置づけであるが、その場で方針が全てが決ってしまうのではないかとといった誤解が一部あることから、今後実施の際には、事業仕分けの意義や目的についてさらに丁寧に周知、説明をしていく必要がある。

◆ 関連する条例・制度等の名称

新潟市財政状況の公表に関する条例

◆ 関連条文

1	第 14 条	市政運営
2		
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

地方自治法第243条の3第1項の規定により，歳入歳出予算の執行状況や財産，市債及び一時借入金の現在高について，年2回，財政状況を公表している。平成20年度（平成19年度決算）から，①健全化判断比率及び資金不足比率 ②財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の公表をはじめ，現在は下記の「指標等」欄に記載の項目を公表している。

◆ 指標等

名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等
1 財政状況の公表	<p>条例第5条に基づく財政状況を毎会計年度上半期分を12月1日に，下半期分を6月1日に市ホームページで公表するとともに，毎会計年度ごとに市報でも公表している。</p> <p>また，条例で定める財政状況とは別に，各種指標や健全化判断比率などの下記項目についても，毎会計年度ごとに市ホームページで公表しているほか，IRや格付けに関する情報なども掲載している。</p> <p>さらに，マンガによるバランスシートの説明や用語の解説，各種指標の推移をグラフ形式により表記するなど，財政状況を分かりやすく公表するように努めている。</p> <p><公表項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度普通会計の決算状況及び各種指標の推移 ・健全化判断比率及び資金不足比率 ・財政状況等一覧表 ・財政比較分析表及び歳出比較分析表 ・財務書類4表（貸借対照表，行政コスト計算書，純資産変動計算書，資金収支計算書）

◆ 運用上の課題・問題点等

これまで作成してきた財務書類4表（総務省方式改訂モデル）は，本市が保有する全ての固定資産を計上していなかったため，本来の財務情報としては不足している面があった。

今後，固定資産台帳の整備（保有資産の追加や土地価格の公正価値による算定）に合わせ，「基準モデル」への移行準備を進め，より正確な財務情報の提供が可能となる財務書類を作成する予定である。

（平成24年度決算で試行作成，平成25年度決算で本格実施を目指す）

◆ 関連する条例・制度等の名称

予算編成過程の公開・意見募集

◆ 関連条文

1	第 14 条	財政運営
2	第 15 条	情報の公開等
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

予算編成過程（予算編成方針や各部・区の予算要求額，主な事業の要求概要）を公表するとともに，市民意見を募集し予算編成に活用する。市民意見の募集は，平成22年度（平成23年度当初予算編成）から開始。

◆ 指標等

	名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等				
1	予算編成過程の公表	<p>毎年，下記項目を公表している。</p> <p><公表項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算編成方針 ・ 当初予算（一般会計）編成に向けた各部・区の要求状況 ・ 当初予算（一般会計）編成に向けた主な事業概要 ・ 当初予算要求状況等の公表に対する市民意見の募集と予算案への反映状況 				
2	市民意見の募集	<p>予算編成過程において市民意見を募集し，いただいた意見に対する本市の考え方や予算への反映状況について公表している。</p> <p>市民意見提出状況</p> <table border="1"> <tr> <td>H23当初予算</td> <td>H24当初予算</td> </tr> <tr> <td>3件</td> <td>5件</td> </tr> </table>	H23当初予算	H24当初予算	3件	5件
H23当初予算	H24当初予算					
3件	5件					

◆ 運用上の課題・問題点等

市民意見の提出状況が少ないことから，予算編成過程の公表方法や市民への周知方法等について検討を行う。

◆ 関連する条例・制度等の名称

◆ 関連条文

新潟市情報公開条例

1	第 13 条	市政運営
2	第 15 条	情報の公開等
3	第 21 条	適正な行政手続の確保
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

市民の知る権利を具体化するものとして、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的推進に関し必要な事項を定めることにより、市が保有するより情報の一層の公開を図り、公正で民主的な開かれた市政の推進と、信頼と協調に基づく都市づくりの進展に寄与する。

◆ 指標等

	名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等								
1	情報公開件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>情報公開請求件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>1,206 件</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>1,196 件</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>619 件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	情報公開請求件数	20	1,206 件	21	1,196 件	22	619 件
年度	情報公開請求件数									
20	1,206 件									
21	1,196 件									
22	619 件									
2	全国市民オンブズマン情報公開度ランキング	<p>全国85の市民オンブズ団体で組織する「全国市民オンブズマン連絡会議」が、自治体全体の情報公開制度の充実を目的として平成9年に開始した調査。各自治体の情報公開度を調査し、結果をランキングにして公表するもの。毎年1回実施。</p> <p>19年度 政令市17市中 2位 20年度 政令市18市中 3位 21年度 政令市19市中 11位 22年度 政令市18市中 1位（被災した仙台市を除く18市）</p>								
3	情報公開度（全部公開＋一部公開）／請求	<p>19年度 97.9% 20年度 98.2% 21年度 97.9% 22年度 96.2% ※23年度は未集計</p>								
4	文書管理システムによる目録公開件数	<p>「文書管理システム」は、文書処理の一連の流れを電子文書で一貫して管理する情報処理システム。平成20年10月より稼働。従来紙で行われていた事務をシステムで処理することで、事務の標準化・効率化、省資源化が促進されると共に、行政地域の広域化に対応した距離に左右されない意思決定が可能に。平成21年10月には、システムに蓄積された文書の目録作成機能が追加された。この目録は常時ホームページ上に掲載されている。</p> <p>平成22年4月時点 842,711件 平成23年4月時点 1,364,258件（前年比162%） 平成24年4月時点 1,789,694件（前年比131%）</p>								

◆ 運用上の課題・問題点等

文書管理システム、電子申請届出システム（※）が稼働したことにより、より積極的な情報の公開が可能となった。

（※）電子申請届出システム

各種の申請や届出等の行政手続きを、インターネットを利用して、24時間いつでも電子的に行うことを可能にするシステム。平成21年10月より稼働。

市が取り扱う多様な手続きについて、申請者が必要な帳票をダウンロードすることができるようにすると共に、インターネットを通じて自宅や職場から申請・届出をすることが可能に。

情報公開請求についても、平成20年10月から電子申請での請求を開始。

◆ 関連する条例・制度等の名称

新潟市情報公開条例
(各種広報媒体の運用)

◆ 関連条文

1	第 15 条	情報の公開等
2		
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

市の政策・制度・行事・その他市民生活に必要な情報を、各種広報媒体を通じて発信し、市政情報の周知とともに市政への市民の理解と協力を得る。

◆ 指標等

名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等					
1 「市報にいがた」発行部数及び発行方法等	年 度	19	20	21	22	23
	発行部数	275,910	274,795	272,181	282,796	285,502
	世帯数 (参考)	299,556	303,055	306,495	309,656	315,918
	※ 発行部数は各年度における1号あたりの平均発行部数 ※ 世帯数は各年3月末現在 ○ 平成22年度より日本経済新聞への折り込み開始 ○ 平成22年7月市報文字を太くする ○ 平成22年7月広報紙の見直しに関するアンケート実施 (2067人回答, 回収率51.7%) ○ 平成23年7月市報と区役所だよりを合体 【参考】平成23年度 HP版「市報にいがた」掲載ページの閲覧状況 ○ 「市報にいがた最新号フォルダ」への平均月間アクセス数: 18,734 ○ 「市報にいがたフォルダ(全体)」への平均月間アクセス数: 527,290					
2 「新潟市ホームページ」アクセス数及びリニューアルの状況	年 度	19	20	21	22	23
	ホームページアクセス数	3,211,952	3,921,762	6,882,945	9,029,090	7,868,925
	モバイルページアクセス数	54,778	70,104	124,857	149,246	154,851
	合計	3,266,730	3,991,866	7,007,802	9,178,336	8,023,776
	※月刊平均アクセス数 (H23年度は1月までの平均数) ○ 平成24年6月にホームページリニューアルを実施 ・ 利用者の視点で全ての情報を整理・再分類 ・ 年齢や障害の有無にかかわらず誰からも使いやすいアクセシビリティ ・ 職員の負担軽減と、災害時等における迅速な情報提供 ・ RSS (更新情報などの「見出し」を利用者に自動配信する機能) やアンケート機能などの双方向性機能の実現 ・ スマートフォン対応サイトの自動生成機能					

3	「テレビ放送」放送概要及び内容改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民放4局+CATV1局 <ul style="list-style-type: none"> ・ BSN「さわやか新潟」(季節番組：年4回) ・ NST「新潟市政ニュース」(毎週日曜日 午前8:55～9:00 5分) ・ TeNY「いきいき新潟」(毎週土曜日 午前11:35～11:40 5分) ・ UX「知っ得!新潟」(毎週日曜日 午後5:55～6:00 5分) ・ CATVニューメディア新潟センター「水の都 新潟市」(第2・4土日 30分×3回) ○ 平成23年度からは、一部番組内容の見直しを図るとともに、放送時間帯・番組時間・放送回数を工夫して実施。
4	「ラジオ放送」放送内容及び内容改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ レギュラー番組 4局 <ul style="list-style-type: none"> ・ BSN「おはよう!新潟市です」(毎週土曜日 午前9:04～9:07) ・ FMにいがた「NICE TOWN にいがた」(毎週土曜日 午前7:55～8:00) ・ FM KENTO「こんにちは新潟市です」(毎週土曜日 午前10:55～11:00) (毎週日曜日 午前8:55～9:00, 18:55～19:00) ・ FM Port「にいがた・シティ・インフォメーション」(毎週土曜日 午前9:50～9:55) ○ 平成21年度に放送時間帯の変更を実施。
5	「テレビデータ放送」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年4月より、地上デジタルテレビ放送のデータ放送機能を活用し、災害時の避難情報等の伝達と平常時の市政情報の周知を行うことで、情報伝達手段の多重化を図った。 ※ BSNテレビデータ放送, 5,000文字以内, 広報課のPCから記事を直接編集・登録

◆ 運用上の課題・問題点等

「市報にいがた」及び「区役所だより」は、現在新聞折り込みによる各世帯への配布に加え、新聞未購読の希望者（申込者）に対して個別に配達を行っているが、新聞未購読世帯等の増加に伴い、市政情報の提供をいかに確実に行うかが課題となっている。

また、インターネットや各種SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及、広報に対する市民のニーズの多様化など、行政広報を取り巻く環境の急速な変化への対応が必要となっている。

これらのことから、「市報にいがた」やホームページなどの各種広報媒体の特性を生かした効果的な市政情報の発信・提供の在り方について総合的に検討を行う。

◆ 関連する条例・制度等の名称

新潟市情報公開条例
(附属機関等の会議の公開状況)

◆ 関連条文

1	第 13 条	市政運営
2	第 15 条	情報の公開等
3	第 21 条	適正な行政手続の確保
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

新潟市情報公開条例の趣旨を踏まえ、「新潟市附属機関等に関する指針」により、附属機関等の会議を原則公開するよう規定し、その適正運営を図っている。

◆ 指標等

名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等																								
1 会議の公開状況	附属機関, 懇話会等における会議の公開状況 <table border="1"> <tr> <td>平成18年度</td> <td>78.9%</td> <td>平成21年度</td> <td>71.3%</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>73.6%</td> <td>平成22年度</td> <td>72.8%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>73.0%</td> <td>平成23年度</td> <td>78.6%</td> </tr> </table> ※一部公開も含む。	平成18年度	78.9%	平成21年度	71.3%	平成19年度	73.6%	平成22年度	72.8%	平成20年度	73.0%	平成23年度	78.6%												
平成18年度	78.9%	平成21年度	71.3%																						
平成19年度	73.6%	平成22年度	72.8%																						
平成20年度	73.0%	平成23年度	78.6%																						
2 会議の周知状況	附属機関, 懇話会等における会議の周知状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市報</th> <th>区だより</th> <th>ホームページ</th> <th>本庁舎 掲示板</th> <th>区役所 庁舎</th> <th>その他 掲示板</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>65.3%</td> <td>13.9%</td> <td>68.3%</td> <td>54.5%</td> <td>56.4%</td> <td>20.8%</td> <td>11.9%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>73.7%</td> <td>15.8%</td> <td>63.2%</td> <td>59.6%</td> <td>64.9%</td> <td>26.3%</td> <td>7.0%</td> </tr> </tbody> </table> ※ 広報紙, ホームページ, 掲示板を通して事前周知するよう, 「新潟市附属機関の設置指針」に規定。		市報	区だより	ホームページ	本庁舎 掲示板	区役所 庁舎	その他 掲示板	その他	平成22年度	65.3%	13.9%	68.3%	54.5%	56.4%	20.8%	11.9%	平成23年度	73.7%	15.8%	63.2%	59.6%	64.9%	26.3%	7.0%
	市報	区だより	ホームページ	本庁舎 掲示板	区役所 庁舎	その他 掲示板	その他																		
平成22年度	65.3%	13.9%	68.3%	54.5%	56.4%	20.8%	11.9%																		
平成23年度	73.7%	15.8%	63.2%	59.6%	64.9%	26.3%	7.0%																		
3 公開会議の傍聴者数	附属機関, 懇話会等における公開会議の傍聴者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>公開会議回数</th> <th>傍聴者人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>352</td> <td>648</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>310</td> <td>591</td> </tr> </tbody> </table> ※一部公開も含む。		公開会議回数	傍聴者人数	平成22年度	352	648	平成23年度	310	591															
	公開会議回数	傍聴者人数																							
平成22年度	352	648																							
平成23年度	310	591																							

◆ 運用上の課題・問題点等

「新潟市附属機関等に関する指針」第9条第1項ただし書の規定各号に基づき(別紙参照), 会議の全部又は一部を公開しないこととしたもののうち, 第3号のみを適用したのものについては, その非公開理由が適切な運用であったか判断が難しい。

◆ 関連する条例・制度等の名称

新潟市附属機関の設置指針

◆ 関連条文

1	第 13 条	市政運営
2	第 15 条	情報の公開等
3	第 16 条	附属機関等の委員の公募
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

市の執行機関の附属機関の設置に関して必要な事項を定めるもの。
また、附属機関の管理に関し、必要な事項を「新潟市附属機関等に関する指針」により定め、適正運営を図っている。

◆ 指標等

	名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等												
1	公募導入率 ※行政改革 プラン2010 平成24年度 指標：45%	附属機関，懇話会等における公募導入機関数の割合 <table border="1"> <tr> <td>平成18年度</td> <td>54.2%</td> <td>平成21年度</td> <td>36.6%</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>43.1%</td> <td>平成22年度</td> <td>36.7%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>37.4%</td> <td>平成23年度</td> <td>43.5%</td> </tr> </table>	平成18年度	54.2%	平成21年度	36.6%	平成19年度	43.1%	平成22年度	36.7%	平成20年度	37.4%	平成23年度	43.5%
平成18年度	54.2%	平成21年度	36.6%											
平成19年度	43.1%	平成22年度	36.7%											
平成20年度	37.4%	平成23年度	43.5%											
2	市民参加率 ※行政改革 プラン2010 平成24年度 指標：100%	附属機関，懇話会等における公募委員導入やパブリックコメント実施による市民意見の聴取を行った機関数の割合 <table border="1"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>90.0%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>91.8%</td> </tr> </table>	平成22年度	90.0%	平成23年度	91.8%								
平成22年度	90.0%													
平成23年度	91.8%													

◆ 運用上の課題・問題点等

◆ 関連する条例・制度等の名称

新潟市市民意見提出手続条例

◆ 関連条文

1	第 13 条	市政運営
2	第 17 条	市民意見の提出
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

市民の意見の提出の手続について定めることにより、本市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進し、開かれた市政運営及び協働のまちづくりを推進することを目的とする。

◆ 指標等

名称		内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等				
1	実施案件数等		実施案件数	提出者数	提出意見総数	案の修正箇所
		18年度	24	277	1067	183
		19年度 (条例化後)	36 (24)	258 (155)	749 (495)	79 (54)
		20年度	36	173	400	38
		21年度	26	300	553	15
		22年度	14	76	778	25
		23年度	27	100	302	63
		2	1つの募集に対する件数, 人数	別紙参照		
3	意見募集期間の平均日数	30.7日 (平成23年度)				
4	件数増減の原因	政策の内容に左右され, 「新潟市立小・中学校適正配置基本方針(案)」や「新潟市地域防災計画の見直し(案)について」など, より市民生活に身近なものに多くの意見が寄せられる傾向がある。				
5	条例施行以降の変化	政策に市民の意見を反映することが可能となった。また, 本条例に基づき, 政策案の公表をすることで, 内容等について, 事前に市民へお知らせすることが可能となった。				
6	提出意見総数の最大と最小	最大: 727件 「平成22年度「第2次新潟市男女共同参画行動計画(案)」 最小: 0件				

<p>7 施策に反映された事例</p>	<p>事例1 「新潟市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画（素案）」 （平成23年度） 「処理・処分のフロー図で、ペットボトルやプラスチックの処理についてどのように行われているか分かるようにしてほしい」との意見を踏まえ、同図を修正。</p> <p>事例2 「新潟市地域防災計画見直し（案）」（平成23年度） 「『津波避難場所の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮する』とあるが、この言葉の意味が素人には分かりにくい」との意見を踏まえ、分かりやすい表記とするため、ユニバーサルデザインについての注釈を挿入。</p>
<p>8 パブリックコメントの提出者に対し直接回答した例</p>	<p>原則として、市民の意見は全て公表することとしているため、寄せられたご意見と市の考え方については、ホームページや市政情報室、区役所、各パブリックコメント所管課等で公表している。</p>

◆ 運用上の課題・問題点等

- パブリックコメントの意見提出はその政策の内容に大きく左右されるが、全体的に意見数の提出が伸び悩んでいるため、より制度の周知が必要である。
- そのため、意見募集時に政策内容を確認できる資料設置箇所の拡大や広報手段の見直しを今後検討していく。

◆ 関連する条例・制度等の名称

新潟市社会貢献活動推進基本方針
市民協働の手引き2006

◆ 関連条文

1	第 13 条	市政運営
2	第 19 条	協働の推進
3	第 27 条	市の役割
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

①新潟市社会貢献活動推進基本方針

社会貢献活動が活発化することは、地域コミュニティの充実による社会の連帯感の強化、市民参加型の社会の形成が期待されており、また、多様化する社会問題に適切に対応していくには、市民と行政が協力し合いパートナーシップをもって取り組むことが求められている。

本書は、市民による自主的・自発的な社会貢献活動が促進されるよう、市民とのパートナーシップにより、市として連携・支援していくための基本的な方向性を示すために策定したものである。

②市民協働の手引き2006

少子高齢社会などにおいて、複雑多様化する地域の課題や市民のニーズに効果的かつ的確に対応するためには、NPO等と行政との協働を具体的なまちづくりの方法の一つとして、積極的に進めていくことが重要になってくる。

本書は、これまでの“支援と推進”から“市民の皆さんと一緒に協働へ”とより具現化し、更なる協働事業の推進を図るために、協働事業の実施における基本的な考え方や事業の範囲、具体的な手法や手順などを整理し、市民の皆さんと市との共通の認識とするために作成したものである。

◆ 指標等

指標等の名称	指標等の内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等										
1 多様な主体との協働に関する調査結果 (協働事業等の件数)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>560</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>706</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>1129</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	20	560	21	706	22	1129		
年度	件数										
20	560										
21	706										
22	1129										
2 協働推進のための制度創設状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">19～22</td> <td>市民公益活動補助金 (全市型・区型)</td> </tr> <tr> <td>地域コミュニティ協議会事業補助金</td> </tr> <tr> <td>19～</td> <td>地域コミュニティ協議会運営助成金</td> </tr> <tr> <td>23～</td> <td>協働事業提案モデル事業, 地域活動補助金</td> </tr> </tbody> </table>	年度	名称	19～22	市民公益活動補助金 (全市型・区型)	地域コミュニティ協議会事業補助金	19～	地域コミュニティ協議会運営助成金	23～	協働事業提案モデル事業, 地域活動補助金	
年度	名称										
19～22	市民公益活動補助金 (全市型・区型)										
	地域コミュニティ協議会事業補助金										
19～	地域コミュニティ協議会運営助成金										
23～	協働事業提案モデル事業, 地域活動補助金										
3 協働推進のための意識啓発の取り組み状況	別紙参照										

◆ 運用上の課題・問題点等

- 「新潟市社会貢献活動推進基本方針」「市民協働の手引き2006」は、策定からそれぞれ10年、6年が経過しており、内容を見直すことについての検討が必要と考えられるが、平成22年度に実施した全職員を対象とした「協働意識調査」の結果では、協働を推進していく上で、最優先に取り組むべきは、職員、市民への研修等による意識啓発であった。
- これまでも、市単独、新潟県やNPOとの共催により、意識啓発のための協働フォーラム等を開催してきており、また、平成23年度からは、職員の階層別研修に「協働」のテーマを組み込み、さらに力を入れている。
- 意識啓発とともに、職員、市民が協働しやすい環境整備としての、仕組みづくりが必要と考えており、庁内各セクションへの協働推進担当職員の配置も有効と考えている。
- また、協働の仕組みづくりについては、行政のみで取組んでも、実効性に乏しいと考えられることから、広く市民を巻き込んだ体制での検討が必要と考えており、現在、関係者による協議体を結成し、検討を進めている。

◆ 関連する条例・制度等の名称

関連施設等の運用状況

◆ 関連条文

1	第 13 条	市政運営
2	第 19 条	協働の推進
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

- ① 『にいがた市民活動応援ねっと』は、市民公益活動に関する各種の情報を広く市民に提供して市民活動などへの参加のきっかけづくりを行うなど市民公益活動の活性化を図ることを目的に、平成16年3月に開設したホームページである。
- ② 『市民活動支援センター』は、「新潟市社会貢献活動基本方針」（平成14年3月）に活動拠点の整備が盛り込まれたことを踏まえ、平成16年12月に西堀6番館ビル3階に設置された。開設当初より、利用者の意見が反映されることでより良いセンター運営が図られるとして、市民活動団体の代表者などで構成される「市民活動支援センター運営協議会」に運営を委託（一者随契）している。

◆ 指標等

名称	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取り組み例等			
1 にいがた市民活動応援ねっと[HP]の運用状況	年度	アクセス数	年度	アクセス数
	18	8,445	21	13,764
	19	12,240	22	19,855
	20	10,802	23	19,898
2 市民活動支援センターの利用状況	項目	21年度	22年度	23年度
	センター利用登録団体数	394 団体	457 団体	523 団体
	センター利用者数	39.1 人/日	46.1 人/日	58.4 人/日
	主催事業等参加者数	964 人	1,977 人	2,447 人
	施設稼働率	36.7 %	44.5 %	55.2 %

※施設稼働率＝利用コマ数/利用可能コマ数

◆ 運用上の課題・問題点等

① にいがた市民活動応援ねっと

- 「にいがた市民活動応援ねっと」は、平成18年の改修により、サイト内に「市民活動支援センター」のホームページを開設したが、両サイトにユーザー登録機能を有しており、ユーザーの情報発信機能など重複する機能があるため、より効果的なサイトとするためには、両サイトの統合が望ましいと考えている。
- 活動団体自らがブログやツイッターなどで、活発に情報発信する状況が見受けられる中、サイトに求められる機能について、活動団体などと意見交換しながら、検討し、利用の活性化が図られるサイトを構築していきたいと考えている。

② 市民活動支援センター

- 開設から7年が経過し、利用者数、利用登録団体数などが順調に増加する中、運営体制においては、開設以来の運営受託団体である「市民活動支援センター運営協議会」の役員について固定化が指摘されており、より開かれた運営体制の構築が求められている。
- 運営協議会利用登録団体との協働事業の取組みなどから、センターを利用者とともにつくっていくという考え方が浸透してきており、こうした動きの延長に、次の役員の担い手を発掘していくことができると考えている。
- また、センター機能としては、中間支援機能、そして新しい公共・協働の拠点としての期待が高まってきていることから、社会福祉協議会や他の中間支援組織との連携をより進めていく必要がある。
- 現在、「“話し合い文化”推進にいがた」という協議体（運営協議会、社協、新潟青年会議所、医療福祉大、市で構成）を結成し、協働の仕組みづくりについて検討を進めている。

◆ 関連する条例・制度等の名称

新潟市における法令遵守の
推進等に関する条例

◆ 関連条文

1	第 12 条	職員の責務
2	第 13 条	市政運営
3	第 20 条	法令遵守及び倫理の保持
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

「新潟市における法令遵守の推進等に関する条例」に基づくコンプライアンス体制の推進を図るため、新潟市法令遵守審査会の開催や庁内体制の整備、意識啓発のための研修等を実施することにより、職員の公正な職務の遂行をはかり、もって市政に対する市民の信頼を向上させる。

◆ 指標等

	名称	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取り組み例等																	
1	新潟市法令遵守審査会の開催	<table border="1"> <tr><th>年度</th><th>開催回数</th></tr> <tr><td>18</td><td>19</td></tr> <tr><td>19</td><td>16</td></tr> <tr><td>20</td><td>8</td></tr> </table>	年度	開催回数	18	19	19	16	20	8	<table border="1"> <tr><th>年度</th><th>開催回数</th></tr> <tr><td>21</td><td>10</td></tr> <tr><td>22</td><td>1</td></tr> <tr><td>23</td><td>3</td></tr> </table>	年度	開催回数	21	10	22	1	23	3
年度	開催回数																		
18	19																		
19	16																		
20	8																		
年度	開催回数																		
21	10																		
22	1																		
23	3																		
2	コンプライアンス相談	<table border="1"> <tr><th>年度</th><th>相談回数</th></tr> <tr><td>18</td><td>7</td></tr> <tr><td>19</td><td>7</td></tr> <tr><td>20</td><td>13</td></tr> </table>	年度	相談回数	18	7	19	7	20	13	<table border="1"> <tr><th>年度</th><th>開催回数</th></tr> <tr><td>21</td><td>13</td></tr> <tr><td>22</td><td>9</td></tr> <tr><td>23</td><td>13</td></tr> </table>	年度	開催回数	21	13	22	9	23	13
年度	相談回数																		
18	7																		
19	7																		
20	13																		
年度	開催回数																		
21	13																		
22	9																		
23	13																		
3	コンプライアンス制度の職員認知度	<table border="1"> <tr><th>年度</th><th>認知度</th></tr> <tr><td>18</td><td>91%</td></tr> <tr><td>19</td><td>92%</td></tr> <tr><td>20</td><td>92%</td></tr> </table>	年度	認知度	18	91%	19	92%	20	92%	<table border="1"> <tr><th>年度</th><th>認知度</th></tr> <tr><td>21</td><td>94%</td></tr> <tr><td>22</td><td>97%</td></tr> <tr><td>23</td><td>99%</td></tr> </table>	年度	認知度	21	94%	22	97%	23	99%
年度	認知度																		
18	91%																		
19	92%																		
20	92%																		
年度	認知度																		
21	94%																		
22	97%																		
23	99%																		

※ H20以前は条例の、H21以後は制度の認知度

◆ 運用上の課題・問題点等

条例制定以来、新潟市法令遵守審査会の開催や庁内体制の整備、意識啓発のための研修等を実施してきたため、コンプライアンス制度に関する職員の認知度は着実に向上してきていると言える。
 今後は、職員がより深く条例の趣旨とコンプライアンス制度に対する意識と知識を身につけることができるよう、条例に定められた職員の守るべき責務「職員倫理原則」や、具体的な制度運用の手法に関することなどについて、職員の認知度を向上させる取り組みを実行していく予定である。

◆ 関連する条例・制度等の名称

新潟市行政手続条例

◆ 関連条文

1	第 12 条	職員の責務
2	第 21 条	適正な行政手続の確保
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り，もって市民の権利利益の保護を資することを目的」として，行政手続法の適用を除外されている「地方公共団体の機関がする処分及び行政指導並びに地方公共団体の機関に対する届出」に関する手続を制定するもの。

【市の事務における行政手続法・市行政手続条例の適用関係】

	法律等に基づくもの	県条例等に基づくもの	市条例等に基づくもの
申請に対する処分 (第2章)	行政手続法の適用	新潟市行政手続条例の適用	
不利益処分 (第3章)			
届出(第5章)			
行政指導 (第4章)			

◆ 指標等

名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等
1 通知文書での周知 ※新行経第896号の2 (平成23年2月9日)	<p>行政手続法及び新潟市行政手続条例に基づき，次の事項について適正な運用を行うよう関係所属長宛てに通知。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ (処分の) 審査基準・・・基準を設定し，公にしておく ■ 標準処理期間及び不利益処分基準 <ul style="list-style-type: none"> ・・・期間及び基準を設定し，公にするよう努める <p>【新潟市行政手続条例を適用する具体的な事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 新潟市国民健康保険条例に基づく葬祭費の支給，新潟市老人憩の家条例に基づく老人憩の家利用許可など ②不利益処分の処理基準 新潟市生活環境の保全等に関する条例に基づく水質指定施設等の改善勧告など

◆ 運用上の課題・問題点等

行政手続法及び新潟市行政手続条例に基づき，設定が必要とされる処分の審査基準等については，所管部署がそれぞれ設定し，必要に応じて公にしているものであり，情報が一元化されていないため，市民が情報を入手しにくい現状である。

◆ 関連する条例・制度等の名称

新潟市個人情報保護条例

◆ 関連条文

1	第 21 条	適正な行政手続の確保
2	第 22 条	市民の権利利益の保護
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めるとともに、市の保有する個人情報に対する開示，訂正等を請求する権利を保障することにより，個人の権利利益を保護し，公正で信頼される市政の推進に資する。

◆ 指標等

	名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等																																																												
1	個人情報登録対象事務の件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>5,341</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>4,859</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>4,945</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>4,920</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>4,858</td> </tr> </tbody> </table> <p>個人情報登録対象事務とは，個人情報を取り扱う事務であって，個人の氏名，生年月日その他の記述又は個人別に付された番号，記号その他の符号により当該個人情報を検索することができる状態で個人情報が記録された公文書を扱うもの。</p> <p>条例，規則等のほか，「個人情報保護制度の手引き」を定め，個人情報の適正な取扱いを周知している。</p>	年度	件数	H18	5,341	H19	4,859	H20	4,945	H21	4,920	H22	4,858																																																
年度	件数																																																													
H18	5,341																																																													
H19	4,859																																																													
H20	4,945																																																													
H21	4,920																																																													
H22	4,858																																																													
2	個人情報の開示請求，訂正請求，利用停止請求の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="6">個人情報開示請求</th> <th rowspan="2">訂正請求</th> <th rowspan="2">利用停止</th> </tr> <tr> <th>請求件数</th> <th>開示</th> <th>一部開示</th> <th>非開示</th> <th>却下</th> <th>取下げ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>157</td> <td>137</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>286</td> <td>267</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>162</td> <td>152</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>239</td> <td>219</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>290</td> <td>267</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	個人情報開示請求						訂正請求	利用停止	請求件数	開示	一部開示	非開示	却下	取下げ	H18	157	137	5	15	0	0	0	0	H19	286	267	9	10	0	0	0	0	H20	162	152	4	6	0	0	1	0	H21	239	219	10	8	1	1	1	0	H22	290	267	13	10	0	0	0	0
年度	個人情報開示請求						訂正請求	利用停止																																																						
	請求件数	開示	一部開示	非開示	却下	取下げ																																																								
H18	157	137	5	15	0	0	0	0																																																						
H19	286	267	9	10	0	0	0	0																																																						
H20	162	152	4	6	0	0	1	0																																																						
H21	239	219	10	8	1	1	1	0																																																						
H22	290	267	13	10	0	0	0	0																																																						

◆ 運用上の課題・問題点等

個人情報を適正に取り扱い個人の権利利益の保護に努めているが，更なる徹底を図るため，個人情報の取扱いや開示請求等に関する職員への研修を行う。

◆ 関連する条例・制度等の名称

市長への手紙

◆ 関連条文

1	第 22 条	市民の権利利益の保護
2		
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

市民から手紙，FAX，Eメールで市政・区政に対する提言・要望などを直接，市長に寄せてもらう。市の施設などに専用封筒・用紙を設置している。

◆ 指標等

名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等																																																	
1 総件数・内容別件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総件数</th> <th>提言</th> <th>要望</th> <th>苦情</th> <th>照会</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>1,256</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>1,177</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>1,137</td> <td>-</td> <td>19</td> <td>271</td> <td>-</td> <td>847</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>1,064</td> <td>221</td> <td>373</td> <td>97</td> <td>137</td> <td>236</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>1,977</td> <td>1,174</td> <td>349</td> <td>53</td> <td>115</td> <td>286</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>1,502</td> <td>188</td> <td>468</td> <td>107</td> <td>565</td> <td>174</td> </tr> </tbody> </table>	年度	総件数	提言	要望	苦情	照会	その他	18	1,256	-	-	-	-	-	19	1,177	-	-	-	-	-	20	1,137	-	19	271	-	847	21	1,064	221	373	97	137	236	22	1,977	1,174	349	53	115	286	23	1,502	188	468	107	565	174
年度	総件数	提言	要望	苦情	照会	その他																																												
18	1,256	-	-	-	-	-																																												
19	1,177	-	-	-	-	-																																												
20	1,137	-	19	271	-	847																																												
21	1,064	221	373	97	137	236																																												
22	1,977	1,174	349	53	115	286																																												
23	1,502	188	468	107	565	174																																												
2 手紙により改善, 実現したこと	<p>(代表例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 骨髄バンクドナー登録会の開催 ・ LED防犯灯設置に対する助成比率の拡充 ・ 条例改正により, ごみの持ち去りを禁止 ・ 子宮頸がん予防ワクチン等の接種費用全額補助 																																																	
3 回答までにかかった平均日数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総件数</th> <th>回答件数</th> <th>所要日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>1,256</td> <td>906</td> <td>32.9</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>1,177</td> <td>776</td> <td>48.3</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>1,137</td> <td>511</td> <td>40.1</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>1,064</td> <td>471</td> <td>34.8</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>1,977</td> <td>630</td> <td>43.1</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>1,502</td> <td>600</td> <td>22.7</td> </tr> </tbody> </table>	年度	総件数	回答件数	所要日数	18	1,256	906	32.9	19	1,177	776	48.3	20	1,137	511	40.1	21	1,064	471	34.8	22	1,977	630	43.1	23	1,502	600	22.7																					
年度	総件数	回答件数	所要日数																																															
18	1,256	906	32.9																																															
19	1,177	776	48.3																																															
20	1,137	511	40.1																																															
21	1,064	471	34.8																																															
22	1,977	630	43.1																																															
23	1,502	600	22.7																																															

◆ 運用上の課題・問題点等

- 件数は22年度に大きく増加し、23年度は減少したが、22年度以前よりも確実に増えている。
- さらに広く市民から提言・要望などを寄せてもらうため、広報活動を検討する。
- 市民から寄せられる意見は、関係部署にのみ情報共有されるが、それ以外の部署には共有されない。
- 広く市政に対する理解を深める目的で、意見に対する回答も含めて、全庁的に情報共有できる仕組みづくりを検討する。

◆ 関連する条例・制度等の名称

市政相談

◆ 関連条文

1	第 22 条	市民の権利利益の保護
2		
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

市政相談の総合窓口として、市政に関わるご意見やご要望をお聞きしている。

◆ 指標等

名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等																																																								
1 総件数・内容別件数・区政分の件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総件数</th> <th>提言</th> <th>要望</th> <th>苦情</th> <th>照会</th> <th>その他</th> <th>区政</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>275</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>447</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>534</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>307</td> <td>-</td> <td>224</td> <td>291</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>668</td> <td>39</td> <td>127</td> <td>371</td> <td>28</td> <td>103</td> <td>268</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>894</td> <td>91</td> <td>186</td> <td>481</td> <td>15</td> <td>121</td> <td>254</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>1,185</td> <td>85</td> <td>157</td> <td>660</td> <td>63</td> <td>220</td> <td>348</td> </tr> </tbody> </table>	年度	総件数	提言	要望	苦情	照会	その他	区政	18	275	-	-	-	-	-	-	19	447	-	-	-	-	-	152	20	534	3	-	307	-	224	291	21	668	39	127	371	28	103	268	22	894	91	186	481	15	121	254	23	1,185	85	157	660	63	220	348
年度	総件数	提言	要望	苦情	照会	その他	区政																																																		
18	275	-	-	-	-	-	-																																																		
19	447	-	-	-	-	-	152																																																		
20	534	3	-	307	-	224	291																																																		
21	668	39	127	371	28	103	268																																																		
22	894	91	186	481	15	121	254																																																		
23	1,185	85	157	660	63	220	348																																																		
2 採用された主要な要望、提案	<p>北区</p> <p>【要望年度】 平成 23 年度</p> <p>【実施年度】 平成 23 年度</p> <p>【要望・提案】 ビュー福島潟の横断歩道で死亡事故が起きた。危険なので信号機を設置してはどうか。</p> <p>【実施内容】 運転者や歩行者へ注意看板, 横断者への交通安全啓発のぼり旗などを設置した。</p>																																																								

◆ 運用上の課題・問題点等

<ul style="list-style-type: none"> ○ 件数は年々確実に増加している。 ○ このことから相談専門員の配置など体制強化も今後の検討課題といえる。 ○ 市民から寄せられる意見は、関係部署にのみ情報共有されるが、それ以外の部署には共有されない。 ○ 「市長への手紙」同様、広く市政に対する理解を深める目的で、意見に対する回答も含めて、全庁的に情報共有できる仕組みづくりを検討する。
--

◆ 関連する条例・制度等の名称

まちづくりトーク

◆ 関連条文

1	第 22 条	市民の権利利益の保護
2		
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

市長と市民が直接対話を行い市民の要望・意見を聞くとともに、市政に関する情報を提供しながら、市政に対する市民の理解を求める。

◆ 指標等

名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等															
1 開催回数・参加人数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>16</td> <td>1,414</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>16</td> <td>1,237</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>8</td> <td>695</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>16</td> <td>1,507</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成22年度は前期のみの開催</p>	年度	回	人数	20	16	1,414	21	16	1,237	22	8	695	23	16	1,507
年度	回	人数														
20	16	1,414														
21	16	1,237														
22	8	695														
23	16	1,507														
2 質問, 意見の数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>質問数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>169</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>157</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成22年度は前期のみの開催</p>	年度	質問数	20	169	21	155	22	63	23	157					
年度	質問数															
20	169															
21	155															
22	63															
23	157															
3 いただいた意見により改善, 実現したもの	<p>(代表的なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地へのAEDの設置について⇒24年度, AED設置に対する補助制度を新設 ・コミュニティ協議会などの拠点作り⇒23年度, 全8区で「(仮称)まちづくりセンター」のモデル事業実施 ・コミュニティ協議会への補助拡大⇒23年度, コミュニティ協議会運営費助成拡大(助成金10万円⇒20万円に増額, 助成対象経費制度の緩和) 															

◆ 運用上の課題・問題点等

- 出席者の固定化を防ぐための手法を検討する。(大学の活用等)
- タイムリーなテーマおよび対象者の選定の検討が必要。

◆ 関連する条例・制度等の名称

区長への手紙

◆ 関連条文

1	第 22 条	市民の権利利益の保護
2	第 25 条	区における行政運営
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

お住まいの区など地域に関する、日常生活に即したご意見・ご要望を専用用紙及び電子メール等でお寄せいただき、区政の改善・推進を図ることを目的とする。いただいたご意見等は、区長が必ず目を通し、適切な対応を迅速に行い、必要に応じて区長より回答。

◆ 指標等

名称		内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等					
1	受理件数	年度	H19	H20	H21	H22	H23
		北区	56	56	46	43	40
		東区	62	55	75	88	69
		中央区	102	75	92	66	63
		江南区	50	45	47	37	47
		秋葉区	56	50	57	47	78
		南区	27	26	23	21	30
		西区	77	80	60	85	74
		西蒲区	48	36	37	30	43
2	手紙により改善・実現したこと	【北区】 「豊栄南小学校区には、放課後児童クラブや児童館、児童センターがなく子どもの居場所がない」との意見を受け、同小学校の空き教室を利用し、地域の住民や保護者の協力を得て、放課後児童クラブを開設。					
		【東区】 新区役所庁舎の移転整備の際、庁舎内に親子で自由に遊ぶことのできるフリースペースが設けられ、現在大いに利用され賑わいをみせている。					
		【中央区】 「印鑑証明書の発行の際、番号札を使用するなど、交付誤りを防いでほしい」との意見を受け、それまで番号札のなかった出張所窓口においても番号札で本人確認を徹底するようにした。					
		【江南区】 「亀田駅改札口には公共交通への案内板がないので迷いやすい。案内板を設置してほしい」との意見を受け、公共交通案内板を設置。					

2	<p>手紙により改善・実現したこと (続き)</p>	<p>【秋葉区】</p> <p>「自治協議会の議事録をホームページだけでなく、他の方法でも市民に伝える工夫をすべき」との意見を受け、区内13のコミュニティセンターや公共施設に配布資料や議事概要を設置。</p> <p>【西区】</p> <p>「佐潟周辺に行くのに交通の便が悪い。JRの最寄り駅にレンタサイクルを置いてはどうか」との意見を受け、JR越後赤塚駅近くの「フォトショップ・サムセング」のほか、「メイワサンピア」「佐潟水鳥・湿地センター」をレンタサイクルステーションとし、レンタサイクルの無料貸出しを実施。</p> <p>【西蒲区】</p> <p>「巻，西川，岩室地区でもプラスチックの回収を希望する」との意見を受け、平成22年4月から17か所の拠点を立てて週1回の拠点回収を実施した。その後、自治会やコミ協の要望により各地域でステーション回収を随時実施。</p>
---	--------------------------------	---

◆ 運用上の課題・問題点等

- 地域の課題やご要望を区政に反映させるため、制度自体の周知を広報等を通じてさらに進める必要がある。
- 市全体にかかわる案件（市の制度・方針的なもの）も「区長への手紙」として処理依頼がくることがあり、本質・効率を考慮し、むやみに「区長への手紙」としての取り扱いをすべきでなく、的確な振り分け処理が必要となっている。

◆ 関連する条例・制度等の名称

区長と語る会（北区）

◆ 関連条文

1	第 22 条	市民の権利利益の保護
2	第 25 条	区における行政運営
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

平成17年3月の合併以前から、旧豊栄市では市域を5地区に分けて市政懇談会を実施していた。
 平成19年4月の区制施行を機に、旧新潟市域である北地区（松浜，南浜，濁川）と豊栄地区（葛塚，木崎，岡方，長浦，早通）の区内8地域で、年1回開催している。事前に提出された要望，提言などについて，区職員からの説明や意見交換を行っている。

◆ 指標等

名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等					
1 開催回数, 要望・提案 等の件数	年度	H19	H20	H21	H22	H23
	開催件数	8	8	8	8	8
	要望等件数	76	66	71	64	71
2 提案等によ り改善・実 現したこと	道路や排水溝の維持・補修や街路灯の整備などについて，要望や提言をきっかけに，必要性を検討のうえ取り組んだ事例は多い。					

◆ 運用上の課題・問題点等

◆ 関連する条例・制度等の名称

区政懇談会(区長と語る会)
(東区)

◆ 関連条文

1	第 22 条	市民の権利利益の保護
2	第 25 条	区における行政運営
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

区内のコミュニティ協議会単位ごとに区長と住民との懇談会を実施している。区で実施する主要事業や助成制度等の説明に続いて、出席者と区長との質疑応答形式で進行するもの。

◆ 指標等

名称		内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取り組み例等				
1	開催回数と参加者数	年度	H20	H21	H22	H23
		開催回数	3	3	実施せず	11
		参加者数	61	60		411
2	提案等により改善・実現したこと	(代表的事例) ・ 津波や洪水から命を守るため、区内のコミ協単位での「ひなん地図づくり」を行うことになった。 ・ 豊学校生徒が区バスを通学に利用できるように運行ダイヤを調整した。 ・ 区バスの木戸病院への乗り入れを実現。				

◆ 運用上の課題・問題点等

H23年度からは「区政懇談会」と名称を変え、コミ協単位ごとに開催し、参加者に制限を設けないスタイルで実施している。これにより参加者数は従前に比べて大きな伸びを見せている。

今後はコミ協、自治会関係者以外の住民の皆さんにも、各地域での区政懇談会の開催をアピールし、一層の参加者増を目指したい。

◆ 関連する条例・制度等の名称

区長と語る会（区政懇談会）
（中央区）

◆ 関連条文

1	第 22 条	市民の権利利益の保護
2	第 25 条	区における行政運営
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

区を4地区に分け、自治・町内会長と区長以下区職員との懇談会を実施。
区が実施する主要事業や助成制度等の説明をしたのち、出席者からの質問・意見を受け
る。区政全般にかかることについては区長が、道路整備や助成事業など個別の案件につい
ては担当課長が回答。

◆ 指標等

	名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等																		
1	区政懇談会 開催回数及 び参加者数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H 1 9</th> <th>H 2 0</th> <th>H 2 1</th> <th>H 2 2</th> <th>H 2 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>291</td> <td>217</td> <td>189</td> <td>142</td> <td>133</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	開催回数	4	4	4	4	4	参加者数	291	217	189	142	133
年度	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3															
開催回数	4	4	4	4	4															
参加者数	291	217	189	142	133															
2	(区政懇談会) 提案等によ り改善・実 現したこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白新コミュニティハウスにAEDを設置してほしい →年度内に導入 ・ 大雪のため公園の看板が壊れたため修繕してほしい →後日設置 																		
3	コミュニ ティ協議会 と区長の意 見交換会 開催回数及 び参加者数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H 2 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H 2 3	開催回数	6	参加者数	200												
年度	H 2 3																			
開催回数	6																			
参加者数	200																			
4	(意見交換会) 提案等によ り改善・実 現したこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くのコミュニティ協議会から、ほかのコミュニティ協議会の活 動情報や意見の交換会について要望があり、平成24年度「中央地 域コミュニティ協議会活性化推進事業」に盛り込んだ。 ・ 道路の修繕や、生活環境に対する要望には迅速に対応。 																		

◆ 運用上の課題・問題点等

H 1 9～H 2 3年度は、区を4地区に分け、自治・町内会長との懇談会を実施。
加えてH 2 3年度は6コミ協でコミュニティ協議会と区長との意見交換会を実施。
H 2 4年度は、年間を通して全コミ協と意見交換の場を設け、より多くの意見を区
政に取り入れるよう努める。

◆ 関連する条例・制度等の名称

区長と語る会（江南区）

◆ 関連条文

1	第 22 条	市民の権利利益の保護
2	第 25 条	区における行政運営
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

区長が協働の要であるコミュニティ協議会を通じて、直接区民と意見交換することで、行政と地域の協働を推進する。 コミュニティ協議会単位ごとに区長主催の懇談会を開催し、地域の現状・課題などについて区民と区長が直接意見交換し、区政に反映させる。

◆ 指標等

	名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等					
1	実施状況	23年度 参加者168人 22年度 参加者157人 21年度 参加者163人	年1回・8地域 年1回・8地域 年1回・8地域				
2	提案等により改善・実現したこと (23年度)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>標題</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道協の市有地の雑草で見通しが利かないので管理を徹底してほしい。</td> <td>現地確認後、草刈りを行い、舗装工事を行った。</td> </tr> </tbody> </table>	標題	対応	市道協の市有地の雑草で見通しが利かないので管理を徹底してほしい。	現地確認後、草刈りを行い、舗装工事を行った。	
		標題	対応				
市道協の市有地の雑草で見通しが利かないので管理を徹底してほしい。	現地確認後、草刈りを行い、舗装工事を行った。						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>標題</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通学路となっている茗荷谷橋に点滅信号はあるが、道路照明灯がないので設置してほしい。</td> <td>現地確認を行い、24年度工事に箇所付け済み。</td> </tr> </tbody> </table>	標題	対応	通学路となっている茗荷谷橋に点滅信号はあるが、道路照明灯がないので設置してほしい。	現地確認を行い、24年度工事に箇所付け済み。			
標題	対応						
通学路となっている茗荷谷橋に点滅信号はあるが、道路照明灯がないので設置してほしい。	現地確認を行い、24年度工事に箇所付け済み。						

◆ 運用上の課題・問題点等

コミ協からの課題に区が回答することにより、地域の方々に事業の進捗や目的の再確認、地域の状況の再認識をしてもらう機会となっている。道路の修繕や、生活環境に対する要望には迅速に対応している。

◆ 関連する条例・制度等の名称

区長と語る会（地区懇談会）
（秋葉区）

◆ 関連条文

1	第 22 条	市民の権利利益の保護
2	第 25 条	区における行政運営
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

地域力と市民力を活かす自立都市を目指し、コミュニティ協議会と協働で地域課題の解決を探るための地区懇談会を開催し、区民の声を区政に反映する。
○ 参加者 コミュニティ協議会役員等 区役所：区長，副区長，課長

◆ 指標等

	名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等										
1	実施回数	<p>以下のとおり懇談会をコミュニティ協議会単位で開催することなどにより、地域の課題の把握に努めている。</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> </table>	年度	20	21	22	23	回数	11	11	11	11
年度	20	21	22	23								
回数	11	11	11	11								
2	提案等により改善・実現したこと	<p>災害時における広報体制充実の要望に基づき、平成24年度、広報機能搭載車を10台に増やす。（災害に強いまちづくりの推進）</p>										

◆ 運用上の課題・問題点等

--

◆ 関連する条例・制度等の名称

区長と語る会（南区）

◆ 関連条文

1	第 22 条	市民の権利利益の保護
2	第 25 条	区における行政運営
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

合併以前に、旧白根地域で市政懇談会として開催されてきたものを、区制に移行した平成19年度から、味方・月潟地域を含め、コミ協単位ごとにコミ協の主催により、区長出席の各地区コミュニティ懇談会を開催している。

◆ 指標等

	名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等
1	実施状況	平成19年度～ 区内12すべてのコミュニティ協議会ごとに、コミュニティ協議会 の主催で開催。毎年、概ね7月～10月に開催。

◆ 運用上の課題・問題点等

◆ 関連する条例・制度等の名称

区長と語る会（区政懇談会）
（西区）

◆ 関連条文

1	第 22 条	市民の権利利益の保護
2	第 25 条	区における行政運営
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

平成23年度より、「区政懇談会」として実施。地域と行政のさらなる協働の推進を目的として、区内15のコミュニティ協議会ごとに区長と地域課題などについて情報・意見交換を行っている。

◆ 指標等

	名称	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取り組み例等
1	実施状況 (実施率)	実施コミ協数／コミ協数 ・平成23年度：100%
2	提案等により改善・実現したこと	(代表的な例) ・ 曾和・上新町線の早期開通の議題が出され（西内野コミ協）、地元の協力も含め早期開通に向けた手続きを進めることとなった。 ・ 茶豆ふれあいラインの整備促進に関する議題が出され（黒埼南ふれ協）、緑化推進事業の活用や時宜を得た除草等により整備を進めていくことになった。

◆ 運用上の課題・問題点等

対象（参加者）が自治会長等でもあるコミュニティ協議会役員が主であるため、一般市民の参加機会も検討する必要がある。

◆ 関連する条例・制度等の名称

区長と語る会
(西蒲区まちづくり懇談会)

◆ 関連条文

1	第 22 条	市民の権利利益の保護
2	第 25 条	区における行政運営
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

平成19年度より、各地域から出された提案・要望に対する回答と意見交換の場として、区主催で全コミ協と実施。平成22年度からは、懇談会をコミ協主催とし、テーマを絞って地域課題について懇談する場とした。

◆ 指標等

名称		内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等					
1	開催回数	H19	H20	H21	H22	H23	平成22年度から、懇談会をコミ協主催に変更。
		9	9	9	8	6	
2	提案等により改善・実現したこと (H22)	『岩室出張所内の旧議場の活用について、住民が使用できるようにしてほしい。』 → 地元の要望を聞きながら、音楽コンサートが開ける小ホールに改築。					
3	提案等により改善・実現したこと (H23)	『交流人口の確保と定住促進に向けたまちづくりを』 → 岩室温泉開湯300年記念イベントなどによる交流人口の促進や、生活交通確保のための社会実験の実施などの取り組み。 『角田保安林の環境整備について』 → 無人ヘリによる薬剤散布を実施し、松くい虫被害の拡大を防止することとした。					

◆ 運用上の課題・問題点等

平成22年度に従前の地域要望への回答の場から3～5個程度のテーマに絞って懇談する方法に変更してから、コミ協側から「地域課題についてじっくり懇談できるようになって良かった」との声がある半面、実施しないコミ協が出てきた。

今後は、テーマ設定の段階からコミ協側と話し合い、より多くのコミ協と懇談会を実施し、区民と行政の協働のまちづくりを推進していきたい。

◆ 関連する条例・制度等の名称

新潟市情報公開・個人情報保護審査会規則

◆ 関連条文

1	第 22 条	市民の権利利益の保護
2		
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

新潟市情報公開条例に規定する不服申立て、及び新潟市個人情報保護条例に規定する不服申立てについては、新潟市附属機関設置条例により設置されている新潟市情報公開・個人情報保護審査会が審査する。
 開示請求者から不服申立てがなされるのは実施機関が全部開示としなかった事に対して異議がある場合であり、審査は審査会の組織及び運営について定めた新潟市情報公開・個人情報保護審査会規則に則して行われる。

◆ 指標等

名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等							
1 情報公開請求不服申立て状況	年度	不服申立て件数	取下件数	答申結果件数				審査中等
				却下	棄却	一部認容	認容	
	H18	7	4		2	1		
	H19	8			1	6	1	
	H20	1				1		
	H21	4			2	2		
	H22	2			1	1		
H23	7		2	1	2		2	
2 個人情報開示請求不服申立て状況	年度	不服申立て件	取下件数	答申結果件数				審査中等
				却下	棄却	一部認容	認容	
	H18							
	H19	1			1			
	H20	1	1					
	H21	3		1	1	1		
	H22							
H23	1						1	

◆ 運用上の課題・問題点等

平成21年度に部会制を導入したことにより不服申し立て受理から審査開始までの時間が短縮され、結果、不服申立人に対して迅速な対応が可能となった。
 しかし、複雑な案件については審査に時間を要する場合もあるため、審査に必要な資料を的確に整備するなど、より効率的な審査会運営を実現する必要がある。

◆ 関連する条例・制度等の名称

新潟市行政苦情審査会規則

◆ 関連条文

1	第 22 条	市民の権利利益の保護
2		
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

市長その他の執行機関及び公営企業管理者が所管する業務の執行又は当該業務に関する職員の行為に係る苦情申立てを調査審議し、必要な事項を市長に建議する。市の施設に苦情申立書・専用封筒を設置している。

◆ 指標等

	名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等												
1	評価の実例	<p>【自己発意（※）により取り上げた案件】</p> <p>市営住宅の入居者から、入居者の高齢化が進み介護者等が来訪した際の駐車場確保に苦慮しているとの声があり、民間マンションでは来訪者用駐車場を備える場合が多いが、市営住宅では駐車場の絶対数が不足しており、入居者用の駐車場整備が先として、来訪者用駐車場の整備予定はなかった。</p> <p>これについて自己発意として、入居者の高齢化に鑑み、近隣に時間貸し駐車場のない市営住宅では来訪者用駐車スペースをなんらかの形で整備するよう検討されたい旨の意見を述べた。</p> <p>担当課より、設置要望があり利用可能なスペースのある団地で、管理について入居者から協力を得られるところから、介護訪問者用駐車スペースを整備する旨の回答があった。</p> <p>(※) 自己発意 苦情申立て事案の調査・検討だけでなく、市民の権利利益を保護する観点から検討する必要があると考える事案について、自己の発意で事案を取り上げ、調査を行い、市長に意見を述べること。</p>												
2	審査会での評価件数	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>件 数</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>13</td> </tr> </table>	年 度	19	20	21	22	23	件 数	17	14	8	16	13
年 度	19	20	21	22	23									
件 数	17	14	8	16	13									

◆ 運用上の課題・問題点等

- 新潟市行政苦情審査会は平成24年度から、附属機関設置条例により設置された。このため市民に審査会を周知し利用しやすい審査会にしていく必要がある。
- 将来的には、専門的な行政相談員の配置が必要。
- 女性の審査委員の委嘱について、さらに検討していく必要がある。

◆ 関連する条例・制度等の名称

新潟市男女共同参画
苦情処理委員

◆ 関連条文

1	第 22 条	市民の権利利益の保護
2		
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

市が実施する男女共同参画を推進する施策又は推進を阻害すると認められる施策について苦情を受け付け適切に対応することを目的としている。
この目的を達成するために、市民、事業者及び市民団体から苦情の申出について、3名以内で構成される苦情処理委員が公正・中立な立場で調査を行い、市長に意見を述べる。
市長は苦情処理委員の意見を踏まえ、適切に対応し、案件は公表する。

◆ 指標等

	名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等
1	処理の実績	平成18年度：なし 平成19年度：1件 平成20年度：1件 平成21年度：なし 平成22年度：1件 平成23年度：なし
2	処理案件の 実例	<p>【苦情処理案件】 臨時保育士募集時の差別的発言について</p> <p>【調査の結果及び意見】 差別的発言等があったとは認められないが、公平性を保つことから研修強化を図られたい。</p> <p>【措置を講じた内容】 全市で統一した手続きがとれるよう、チェックリスト等を作成するとともに、職員への研修を強化した。</p>
		<p>【苦情処理案件】 にいがた食の陣実行委員会事業「お酒の学校」の対象者を女性限定とすることについて</p> <p>【調査の結果及び意見】 戦略的に女性への機会提供を意図した事業といえる。このように、その時点で必要と判断され、その判断が妥当であるものは、一方の性だけを対象に事業を実施しても男女共同参画の理念に反する「差別的取り扱い」とは言えない。</p> <p>【措置を講じた内容】 是正等の措置は行わない。</p>
5	周知方法	新潟市のホームページ 市役所本館、第1分館など3か所に申込書等を設置

◆ 運用上の課題・問題点等

引き続き、男女共同参画の基本理念にのっとり、市が実施する施策の苦情について適正に対応する必要がある。

◆ 関連する条例・制度等の名称

外郭団体評価

◆ 関連条文

1	第 23 条	行政評価等
2		
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

外郭団体の円滑な運営とこれに関連する市の事務事業の適正な執行を図るため、外郭団体の組織や事業、経営状況及び市の関与の妥当性に関する評価を実施し、評価結果を踏まえた適切な指導監督、情報開示を行うことにより、外郭団体の見直しを推進。

◆ 指標等

名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等																																															
1 評価結果・ 対応状況	<ul style="list-style-type: none"> H23年度評価の視点 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価の視点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)財務の健全性</td> <td>団体の財務体質は健全で、安定した経営が行われているか。</td> </tr> <tr> <td>(2)団体の自立性</td> <td>人事、財務の面において、市に依存することなく、自主的に運営されているか。</td> </tr> <tr> <td>(3)経営の効率性</td> <td>経営資源を有効活用して効率的な経営が行われているか。</td> </tr> <tr> <td>(4)経営の適正性</td> <td>組織や人事、財務等に対する内部管理体制が適切に整備・運用されるとともに、積極的な情報公開により透明性が確保されているか。</td> </tr> </tbody> </table> H23年度指導の状況（主な共通課題） <ul style="list-style-type: none"> ① 中長期計画の策定と確実な実施 ② 存在意義の確認と自立性の確保 						評価の視点		(1)財務の健全性	団体の財務体質は健全で、安定した経営が行われているか。	(2)団体の自立性	人事、財務の面において、市に依存することなく、自主的に運営されているか。	(3)経営の効率性	経営資源を有効活用して効率的な経営が行われているか。	(4)経営の適正性	組織や人事、財務等に対する内部管理体制が適切に整備・運用されるとともに、積極的な情報公開により透明性が確保されているか。																																
	評価の視点																																															
(1)財務の健全性	団体の財務体質は健全で、安定した経営が行われているか。																																															
(2)団体の自立性	人事、財務の面において、市に依存することなく、自主的に運営されているか。																																															
(3)経営の効率性	経営資源を有効活用して効率的な経営が行われているか。																																															
(4)経営の適正性	組織や人事、財務等に対する内部管理体制が適切に整備・運用されるとともに、積極的な情報公開により透明性が確保されているか。																																															
2 外郭団体評 価結果の推 移	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外郭団体数</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>評価実施団体数</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>6</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>・概ね良好</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>・改善の余地あり</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・改善が必要</td> <td></td> <td></td> <td>11</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>・抜本的が対応必要</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> H22, 23年度は、公益法人制度改革に伴い組織や事業の大幅な見直しを行っている特例民法法人を除いた団体の評価を実施。平成24年度以降は全団体の評価となる予定。 							H19	H20	H21	H22	H23	外郭団体数	21	20	20	18	19	評価実施団体数	20	20	18	6	9	・概ね良好	1	1	2	1	2	・改善の余地あり	17	19	4	0	0	・改善が必要			11	4	6	・抜本的が対応必要	2	0	1	1	1
		H19	H20	H21	H22	H23																																										
	外郭団体数	21	20	20	18	19																																										
	評価実施団体数	20	20	18	6	9																																										
	・概ね良好	1	1	2	1	2																																										
	・改善の余地あり	17	19	4	0	0																																										
	・改善が必要			11	4	6																																										
・抜本的が対応必要	2	0	1	1	1																																											

◆ 運用上の課題・問題点等

◆ 関連する条例・制度等の名称

大規模建設事業再評価

◆ 関連条文

1	第 23 条	行政評価等
2		
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

本市が実施する大規模建設事業の効率化・透明性の一層の向上を図るため、評価対象事業について事前評価、再評価及び事後評価を行う。評価にあたっては、学識経験者等で構成される新潟市大規模建設事業評価監視委員会において意見を聴取している。

- ・事前評価
新たに事業費を予算化する事業について、事業の必要性や効果等の視点から事業実施の妥当性を判断するために行う評価
- ・再評価
事業計画策定後一定期間が経過した後も未着手である事業、事業着手後一定期間が経過した時点で継続中の事業等について、事業の必要性や効果等の視点から事業継続の是非を判断するために行う評価
- ・事後評価
事業完了後一定期間を経過した事業について、事業完了後の事業効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映させるために行う評価

◆ 指標等

1	名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等						
		年度	18	19	20	21	22	23
(内訳)	大規模建設事業評価件数	評価件数	4	6	26	2	5	1
		再評価	4 (継続)	6 (継続)	25 (継続)	0	0	0
		事後評価	0	0	1 (見直し)	2 (妥当)	5 (妥当)	1 (妥当)

◆ 運用上の課題・問題点等

近年、国の補助事業制度が見直され、社会資本総合整備交付金が創設されるなど、公共事業のあり方や評価の方法について見直しが必要であったことから、平成24年4月1日付けで関係要領の大幅改正を行った。主な見直し点としては、事前評価の導入、評価要件の市独自基準の見直しである。これにより、市が実施主体となる大規模建設事業について、事前、中間（再評価）、事後の評価を適正に実施し、今後の建設事業へ有効に活用していくこととする。

◆ 関連する条例・制度等の名称

組織目標管理

◆ 関連条文

1	第 23 条	行政評価等
2		
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

成長志向の行政運営の確立と説明責任の徹底を図るため、組織を対象とした目標管理型の行政評価を実施するもの。
 年度当初に、各部長・区長による「部・区経営方針」の策定を行い、その方針に基づいた「組織目標」を設定し、年度末に、その目標達成へ向けた取り組みに対して評価を行い、次年度以降の方針策定及び目標設定に反映させている。

◆ 指標等

名称	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取り組み例等				
1 組織目標の達成度	※個々の目標に対する達成度（評価が「設定指標どおり達成」以上）				
	H19 81.3% (200/246目標)	H20 77.5% (196/253目標)	H21 85.3% (209/245目標)	H22 79.5% (205/258目標)	H23 81.6% (209/256目標)
	※H23は見込値				
	※組織の活動に対する達成度（組織の合計点が300点以上）				
	H19 59.0% (23/39組織)	H20 72.5% (29/40組織)	H21 75.0% (30/40組織)	H22 76.9% (30/39組織)	H23 66.7% (26/39組織)
	※H23は見込値				

◆ 運用上の課題・問題点等

各所属で組織目標管理の指標を設定するにあたり、より市民にわかりやすい指標の設定、組織目標に合致した指標の設定が求められるため、組織目標の設定依頼時にその旨呼びかけるとともに、提出時にチェックを行い、必要に応じて見直し等指導を行う。

◆ 関連する条例・制度等の名称

公の施設評価

◆ 関連条文

1	第 23 条	行政評価等
2		
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

公の施設について、社会・経済環境等の変化や、多様化する市民ニーズに応じていくため、また「施設の管理運営の品質（サービスレベル）」を維持・向上させるため実施。
 評価の結果、未達成の項目は、改善計画を策定し達成に向けた取り組みを行う、PDCAのマネジメントサイクルを確立する

◆ 指標等

名称		内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取り組み例等																													
1	評価結果・対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の視点 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">評価の視点</th> </tr> <tr> <td>「市民」：市民の視点</td> <td>市民満足度の向上</td> </tr> <tr> <td>「財務」：財務の視点</td> <td>コストの最小化・収入の最大化</td> </tr> <tr> <td>「業務」：業務プロセスの視点</td> <td>業務プロセスの改善など</td> </tr> <tr> <td>「人材」：人材育成の視点</td> <td>人材の育成、ノウハウの蓄積など</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価項目（評価書） ・ 直営施設（別紙参照） ・ 指定管理者制度導入施設（別紙参照） ・ PDCAサイクル <table border="1"> <tr> <td>計画（PLAN）</td> <td colspan="3">施設の設置目的を踏まえ、施設運営に求められる理念・役割を明確化し、その内容を具体的な目標値＝「評価指標」</td> </tr> <tr> <td>管理運営（DO）</td> <td colspan="3">施設の管理運営を行い、「評価指標」に基づいたサービスを提供</td> </tr> <tr> <td>評価（CHECK）</td> <td colspan="3">施策や業務の達成状況を自ら評価 （＝「評価指標」の内容を確実に実施、実行したか確認を</td> </tr> <tr> <td>改善（ACTION）</td> <td colspan="3">評価結果を報告し、次年度の目標設定にフィードバック 評価の結果、未達成項目については、改善計画書を策定</td> </tr> </table>				評価の視点		「市民」：市民の視点	市民満足度の向上	「財務」：財務の視点	コストの最小化・収入の最大化	「業務」：業務プロセスの視点	業務プロセスの改善など	「人材」：人材育成の視点	人材の育成、ノウハウの蓄積など	計画（PLAN）	施設の設置目的を踏まえ、施設運営に求められる理念・役割を明確化し、その内容を具体的な目標値＝「評価指標」			管理運営（DO）	施設の管理運営を行い、「評価指標」に基づいたサービスを提供			評価（CHECK）	施策や業務の達成状況を自ら評価 （＝「評価指標」の内容を確実に実施、実行したか確認を			改善（ACTION）	評価結果を報告し、次年度の目標設定にフィードバック 評価の結果、未達成項目については、改善計画書を策定		
		評価の視点																													
「市民」：市民の視点	市民満足度の向上																														
「財務」：財務の視点	コストの最小化・収入の最大化																														
「業務」：業務プロセスの視点	業務プロセスの改善など																														
「人材」：人材育成の視点	人材の育成、ノウハウの蓄積など																														
計画（PLAN）	施設の設置目的を踏まえ、施設運営に求められる理念・役割を明確化し、その内容を具体的な目標値＝「評価指標」																														
管理運営（DO）	施設の管理運営を行い、「評価指標」に基づいたサービスを提供																														
評価（CHECK）	施策や業務の達成状況を自ら評価 （＝「評価指標」の内容を確実に実施、実行したか確認を																														
改善（ACTION）	評価結果を報告し、次年度の目標設定にフィードバック 評価の結果、未達成項目については、改善計画書を策定																														
2	公の施設評価実施状況	（施設数）																													
			H21	H22	H23																										
	直営施設		35	35	146																										
	指定管理者制度導入施設		67	141	326																										
	合計		102	176	472																										

◆ 運用上の課題・問題点等

◆ 関連する条例・制度等の名称

補助金評価

◆ 関連条文

1	第 23 条	行政評価等
2		
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

補助金制度の柔軟性を保っていくために、全補助金について評価の実施と結果の公表を行っている。
 評価については、各補助金について原則3年（最長5年）の終期を設定し、最終年度の9月に担当課による内部評価を行い、必要な見直しを行っている。また結果については、財務課及び各課のホームページ等で公表している。

◆ 指標等

1	名称	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取り組み例等									
	評価件数と評価結果	年度	評価件数	拡充・改善	継続	廃止	年度	評価件数	拡充・改善	継続	廃止
		18	39	2	6	31	21	111	4	75	32
		19	337	18	223	96	22	272	28	203	41
		20	225	8	155	62	23	196	11	134	51
2	改善事例	<p>【補助事業名】 エコアクション21認証取得事業補助金（平成23年度に評価を実施）</p> <p>【補助金の概要】 エコアクション21（環境省が策定したガイドラインに基づき、環境への取り組みを適切に実施し環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに取組結果の報告を行っている事業者を、認証し登録する制度）の取得費用の1/2を補助する。</p> <p>【改善内容】 補助対象経費に審査料、認証・登録料以外にコンサルタント料を含めていたが利用しない企業もみられることから限られた予算で認証取得企業の拡大を図るため平成24年度からコンサルタント料を補助対象経費から除いた。</p>									

◆ 運用上の課題・問題点等

毎年度補助金評価を実施することで、必要な新たな取り組みが適時に入場でき、相対的に役割の小さくなった補助金が適時に退場していく柔軟性のある補助金制度の発展に貢献している。
 今後も継続して評価を実施することで、補助金制度の柔軟性の向上に努めていきたい。

◆ 関連する条例・制度等の名称

事務事業評価（水道局）

◆ 関連条文

1	第 23 条	行政評価等
2		
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

新潟市水道事業中長期経営計画（マスタープラン）の施策・事業の進行管理及び評価を継続的に行い、その結果を公表します。事務事業評価は、事業所管課が一次評価を実施し、その結果を踏まえ、経営会議で二次評価を実施します。施策評価は前期実施計画期間（H19年度～H21年度）について評価を実施。

◆ 指標等

名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等																																																																																																																																					
1 事務事業評価結果 (毎年度実施)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>一次評価</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A：継続</td> <td>55</td> <td>57</td> <td>59</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>B：改善</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>C：見直し</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D：休・廃止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	一次評価	H19	H20	H21	H22	A：継続	55	57	59	62	B：改善	9	5	3	6	C：見直し					D：休・廃止					<table border="1"> <thead> <tr> <th>二次評価</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡充</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>53</td> <td>57</td> <td>52</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>改善</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>縮小</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>休止・廃止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	二次評価	H19	H20	H21	H22	拡充			7	1	継続	53	57	52	63	改善	7	5	2	4	縮小					休止・廃止																																																																																	
一次評価	H19	H20	H21	H22																																																																																																																																		
A：継続	55	57	59	62																																																																																																																																		
B：改善	9	5	3	6																																																																																																																																		
C：見直し																																																																																																																																						
D：休・廃止																																																																																																																																						
二次評価	H19	H20	H21	H22																																																																																																																																		
拡充			7	1																																																																																																																																		
継続	53	57	52	63																																																																																																																																		
改善	7	5	2	4																																																																																																																																		
縮小																																																																																																																																						
休止・廃止																																																																																																																																						
<p>※表中の数値は事業・取組みの数</p> <p>一次評価：事業所管課による自己評価</p> <p>二次評価：水道局経営会議による評価 (会議メンバー：管理者，業務部長，技術部長，経営企画室長，経営企画室次長，財務課長)</p>																																																																																																																																						
2 施策評価結果 (前期実施計画期間終了時に実施)	<p>改善度評価 (H21：対H18比)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C+</th> <th>C-</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施策目標 1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>施策目標 2</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>施策目標 3</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施策目標 4</td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>施策目標 5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		A	B	C+	C-	D	E	施策目標 1	3	2	2	1	1	1	施策目標 2	4	10	7	7	2	1	施策目標 3	4	7	16	3	2		施策目標 4	2		2	2	1	1	施策目標 5	1	2		2	1		<p>偏差値評価 (政令市比較)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">A</th> <th colspan="2">B</th> <th colspan="2">C+</th> <th colspan="2">C-</th> <th colspan="2">D</th> <th colspan="2">E</th> </tr> <tr> <th>H18</th> <th>H21</th> <th>H18</th> <th>H21</th> <th>H18</th> <th>H21</th> <th>H18</th> <th>H21</th> <th>H18</th> <th>H21</th> <th>H18</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施策目標 1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>3</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>施策目標 2</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>2</td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>施策目標 3</td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施策目標 4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>施策目標 5</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		A		B		C+		C-		D		E		H18	H21	H18	H21	H18	H21	H18	H21	H18	H21	H18	H21	施策目標 1			2	2	2	5	3		2	2	1	1	施策目標 2			7	7	11	9	11	11	2	3		1	施策目標 3			8	11	6	12	9	6	8	3	1		施策目標 4					2	2	3	2	2	3	1	1	施策目標 5			1	1			3	2	1	2	1	1
	A	B	C+	C-	D	E																																																																																																																																
施策目標 1	3	2	2	1	1	1																																																																																																																																
施策目標 2	4	10	7	7	2	1																																																																																																																																
施策目標 3	4	7	16	3	2																																																																																																																																	
施策目標 4	2		2	2	1	1																																																																																																																																
施策目標 5	1	2		2	1																																																																																																																																	
	A		B		C+		C-		D		E																																																																																																																											
	H18	H21	H18	H21	H18	H21	H18	H21	H18	H21	H18	H21																																																																																																																										
施策目標 1			2	2	2	5	3		2	2	1	1																																																																																																																										
施策目標 2			7	7	11	9	11	11	2	3		1																																																																																																																										
施策目標 3			8	11	6	12	9	6	8	3	1																																																																																																																											
施策目標 4					2	2	3	2	2	3	1	1																																																																																																																										
施策目標 5			1	1			3	2	1	2	1	1																																																																																																																										
<p>※表中の数値は、施策目標に関連付けた指標の数</p>																																																																																																																																						

◆ 運用上の課題・問題点等

評価結果については、ホームページなどの公表に加え、経営審議会での情報提供を継続する。次期マスタープラン計画期間における評価手法については、指標の数値化が難しい事業・取り組みもあることから、実施手法などについて、見直しをする予定。

◆ 関連する条例・制度等の名称

新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例

◆ 関連条文

1	第 24 条	外部監査
2		
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

外部監査契約に基づく監査
 ○包括外部監査契約による監査
 専門的知識と経験を有し、独立の立場にある第3者（地方自治法第252条の28に規定あり）と契約を締結し、契約を締結した者（外部監査人）が 監査を行い、監査結果報告を議会市長及び監査委員並びに関係する行政委員会等に提出する。
 ○個別外部監査契約による監査
 地方自治法の規定に基づき市長・市議会・市民の求めにより行う監査

◆ 指標等

名称	内容, 件数等の推移, 開始時期, 具体的な取り組み例等		
外部監査契約による監査のテーマ等	年度	包括外部監査に基づく監査 (外部監査人)	個別外部監査契約に基づく監査 (外部監査人)
	18	新潟市市民局保健福祉部が所管する児童福祉施設のうち保育所の管理運営業務及び放課後児童健全育成事業に関する事項に係る財務事務の執行並びに社会福祉法人新潟市社会福祉協議会が行っているひまわりクラブの管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について（公認会計士）	該当なし
	19	新潟市水道局が所管する水道事業及び新潟市下水道部が所管する下水道事業の財務に関する事務の執行，経営に係る事業の管理並びに関連業務を行う財団法人新潟水道サービスの出納その他の事務の執行について（公認会計士）	該当なし
	20	新潟市が徴収する税・費用等（使用料等）及び新潟市が支出する補助金（給付金，助成金等）の金額の決定基準となっている，市民の所得額や資産評価額に関する情報の把握と管理の事務の執行について（弁護士）	該当なし
	21	新潟市における人件費の支出並びに採用，任用及び研修に関する事務の執行（弁護士）	該当なし
	22	新潟市の有する不動産に関する事務の執行について（弁護士）	該当なし
	23	情報システムに係る財務に関する事務の執行について（公認会計士）	該当なし

◆ 運用上の課題・問題点等

包括外部監査については、地方自治法により外部監査契約を締結し監査を行うことが義務付けられ、契約を締結できる者も規定されている。「弁護士」「公認会計士」ともに、地方自治法の規程により外部監査人として契約することが認められる専門家ではあるが、それぞれの業務の性格から監査に対する視点は異なるため、「弁護士」「公認会計士」という異なる資格を有する監査人を交互に選任することによって、一層充実した監査が可能になると考えている。

◆ 関連する条例・制度等の名称

各種監査

◆ 関連条文

1	第 12 条	職員の責務
2	第 24 条	外部監査
3		
4		
5		

※ 特に関連する条文の番号には網かけをしています。

◆ 概要

- 定期監査，工事監査，行政監査や随時監査，住民監査請求にもとづき実施する監査などを実施。
 - ・定期監査 年 2 回（2 年間で全所属を実施する。）（工事監査を含む）
 - ・行政監査 必要に応じ実施する。
 - ・随時監査 必要に応じ実施する。
 - ・住民監査請求監査 住民監査請求により実施する。
- 例月出納検査（毎月実施）
支出関係調書，例月出納検査表，月次試算表等により実施。
- 決算審査等（各会計ごとに年 1 回）
決算書等関係書類の計数の確認照合を行い関係者から事情聴取する。
 - ・下水道事業会計決算審査
 - ・水道事業会計決算審査
 - ・病院事業会計決算審査
 - ・一般会計等決算審査
 - ・財政健全化判断

◆ 指標等

名称	内容，件数等の推移，開始時期，具体的な取り組み例等						
1 監査の実施 件数	年度	定期 監査 ※ 1	随時監査 (行政監査 含む)	住民監査 請求監査 (請求件数) ※ 2	財政援助 団体等監査 (団体数)	決算 審査等	出納 検査
	18	3		(5)	3	2	12回
	19	3		2 (3)	3	2	12回
	20	3		1 (1)	5	3	12回
	21	3回		(2)	4	3	12回
	22	2回	1	0	0	3	12回
	23	4回	1	0	0	3	12回
※ 1 H21，22年度の工事監査試行回数は除く ※ 2 住民監査請求監査（ ）内は請求件数							
2 監査結果の 周知・改善 状況の把握	定期監査・行政監査において前回の結果のみならず，平成22年度包括外部監査結果についても追跡調査を行った。 また，監査結果に対する改善措置の取りまとめ部署の設置を市長部局へ提案・要望した。						

◆ 運用上の課題・問題点等

地方自治法により規定されており，監査委員の命を受けて行う予備監査業務である。

監査制度については地方行財政検討会議において見直しが検討されており，動向を注視する必要がある。